

平成21年12月9日

社会保険庁

脱退手当金の取扱い等に係る社会保険事務所への調査結果について

- 前回の年金記録回復委員会におけるご指摘を踏まえ、下記について、すべての社会保険事務所における状況を調査したものであり、現時点での把握状況等は別添のとおり。

記

1 以下の関係通達集等の保有・活用状況について

- (1) 「厚生年金保険関係通達集」(社団法人全国社会保険協会連合会発行)
- (2) 「厚生年金保険法令通達要覧」(新日本法規出版発行)

※ 現担当者に確認。

2 以下の関係通知に係る認識状況について

- (1) 「厚生年金保険被保険者期間の疑義について」(昭和38年9月5日付け庁文発第8473号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知)
- (2) 「脱退手当金支給もれ期間に係る被保険者期間としての取扱いについて」(昭和50年8月20日付け庁文発第2171号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知)

※ 現担当者及び10年前(平成11年4月時点)の担当者(可能な範囲で調査)それぞれに確認。

3 関係通知の取扱いと異なる処理を行っていた事例について

脱退手当金の計算の基礎から漏れた被保険者期間が判明した場合であって、上記2(1)及び(2)の通知の取扱いと異なる処理を行っていた事例として把握しているものの件数を確認。

※ 現担当者及び10年前(平成11年4月時点)の担当者(可能な範囲で調査)それぞれに確認。

脱退手当金の取扱い等に係る社会保険事務所への調査結果について

1. 関係通達集の保有状況

- ① 「厚生年金保険関係通達集」(社団法人全国社会保険協会連合会発行)
- ・保有している 312 事務所
- ② 「厚生年金保険法令通達要覧」(新日本法規出版発行)
- ・保有している 146 事務所
 - ・保有又は活用していない 166 事務所

2. 関係通知の取扱いに係る認識状況

- ① 「厚生年金保険被保険者期間の疑義について」(昭和38年9月5日付け庁文発第8473号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知)

[現在(※)の担当者]

- ・全担当が取扱いを認識 225 事務所
- ・一部の担当が取扱いを認識 73 事務所
- ・取扱いを認識していない 14 事務所

※「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日付け庁保険発第1119002号社会保険庁運営部年金保険課長通知)の発出以前の認識状況

[10年前(平成11年4月時点)の担当者]

- ・全担当が取扱いを認識 47 事務所
- ・一部の担当が取扱いを認識 90 事務所
- ・取扱いを認識していない 9 事務所
- ・当時の状況を確認できない 166 事務所

② 「脱退手当金支給もれ期間に係る被保険者期間としての取扱いについて」(昭和50年8月20日付け庁文発第2171号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長通知)

[現在(※)の担当者]

・全担当が取扱いを認識	230事務所
・一部の担当が取扱いを認識	71事務所
・取扱いを認識していない	11事務所

※「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日付け庁保発第1119002号社会保険庁運営部年金保険課長通知)の発出以前の認識状況

[10年前(平成11年4月時点)の担当者]

・全担当が取扱いを認識	47事務所
・一部の担当が取扱いを認識	91事務所
・取扱いを認識していない	7事務所
・当時の状況を確認できない	167事務所

3. 関係通知の取扱いと異なる処理を行っていた事例の現時点における把握状況

平成19年7月の時効特例法施行以降のものであって、従前の脱退手当金の追加支給を受ける権利が時効により消滅しているが、時効特例法の適用により追加支給が可能となり、年金受給権があるにもかかわらず、当該期間を被保険者期間として存続させず、支給決定の更正により脱退手当金の追加支給を行ったもの

1件

→ ご本人の意向を確認した上で、脱退手当金の支給決定の更正を取り消し、改めて保険給付の計算の基礎に算入することで調整中。